

資 料 提 供
令和5年2月6日
自然環境課
内線：4260
外線：076-225-1475
畜産振興・防疫対策課
内線：4702
外線：076-225-1625

死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスに係る 野鳥監視重点区域の解除と野鳥監視パトロールの終了について

金沢市内で1月4日に回収されたハヤブサ1羽の死亡個体及び同市内で1月8日に回収されたフクロウ1羽の死亡個体から、鳥インフルエンザウイルスが検出されたことに伴い、1月6日及び1月8日に環境省がそれぞれ指定した野鳥監視重点区域については、

その後、新たな鳥インフルエンザの発生がなかったため、環境省は、昨日5日24時をもって両区域を解除しました。

これに伴い、県が、両区域内で実施してきた野鳥監視パトロールについても終了しましたので、お知らせします。

なお、両区域内での監視パトロールでは、野鳥の死亡個体や衰弱個体は確認されませんでした。

環境省は全国の野鳥における鳥インフルエンザ対応レベルを、依然として最高レベルである「レベル3」としており、県としては、引き続き、県内の野鳥の監視体制の強化や情報収集、家きん飼養施設における予防対策の強化に努めます。